

一九三四年前後の廃娼運動

秋 定 嘉 和

一、はじめに

これまでの廃娼運動史研究で、運動の当事者・実践者であった人々の論文は多い。今日、その論稿は、『婦人新報』や『廓清』の複刻資料でその主張をみることができる。ところで、本稿の目的は、戦前・戦後の運動家の発言と最近の業績を念頭において一九三四年前後の意味をさぐることにある。この時期は、後述のように、戦前の運動の到達点であり、転換点でもあったのである。

山室重平の『社会廓清論』は大正三年に刊行されたものであり、本稿の対象とする時期から離れている。一方、運動史の叙述のうえで古典的労作とおもわれる伊藤秀吉『日本廃娼運動史』も本稿の対象とする時期（一九三〇年）の直前で言及が止っており、その後の展開を見るには前記『二二資料』によるしかない。

したがって事実上の位置づけや研究史的分析は、戦後から最近の成果によらねばならない。戦後、廓清会の活動を中心⁽¹⁾に小倉襄二が三論文⁽¹⁾を提出、大正初期までの運動と山室の思想の概括をのべた。しかし、その後の運動史や思想についての追求は中断されている。

ついで、運動当事者の自伝的叙述があり、久布白落実『廢娼ひとすじ』（一九七三年）、高見沢潤子『涙とともに蒔くものは——林歌子の生涯——』（一九七九年）があり、矯風会も『日本キリスト教婦人矯風会百年史』（一九八六年）で、一九三三年～三六年の時期の運動経過を概述しており、これまでにない指摘をしているが、⁽²⁾ 市川房枝『日本婦人問題資料集成——人権』（一九七八年）や竹村民郎『廢娼運動』（一九八一年）の当該個所と比較すれば、とりわけ竹村の指摘と運動当事者側の叙述は対照的な立場にある。⁽⁴⁾

ところで本稿の対象は、これまでの研究史のうえで最も詳述された竹村の概説個所（一八〇～一九一ページ）を検討しつつ、その指摘とは異った点をのべ補訂するところにあるが、部分的な見解の異なる点の検討は今後の課題としたい。

注

- (1) 「廢娼論の輪廓」（『キリスト教社会問題研究』・第六号・一九六二年）。「廃娼会の成立」（『人文学』九十七号・一九六七年）。「廢娼の思想」（『キリスト教社会問題研究』・第三〇号・一九八二年）など、主として山室重平に焦点があてられているが、いづれも大正期で終っており本稿の対象とした一九三四年前後にまで叙述されていない。
 - (2) これら三著作は、いづれも運動者側になっており、廢娼運動内部の対立点や竹村『後掲書』のような客観的批判的視点からする叙述に欠けている。しかし、『百年史』は後掲の『日本婦人問題資料集成』よりも詳細である。
 - (3) 資料「解説」部分の叙述が中心で、廢娼運動分析についての叙述は簡単である。
 - (4) これまで刊行をみた著述のなかで簡明ながら鋭い分析を各個所でおこなっており、今後の研究史のうえで批判的接取すべき労作である。視点が、廢娼運動のもつ弱点や妥協点についてきびしく運動が限界をもちながらも達成し、努力した点の解明が今後の課題となる。
- なお、他に村上信彦『日本の婦人問題』（一九七八年）一〇五～七ページでの期廢娼運動が「男女両性の自由で対等の協力關係」でおこなわれ、他の社会運動にみられなかつた例として評価されているが、このような視点・問題意識と、竹村のように一步ふみこんでの運動の内部での批判点との統一も、今後は考慮されるべき重要なことである。

二一、廓清会活動の高揚

一九二一年一〇月政府は、「國際聯盟」総会での「婦人児童売買禁止」の問題について、その条約調印にさいして、娼妓許可願年令を一八才まで引きさげるという除外例をつけて調印した。これに対し反対する國際世論の高揚と国内における廢娼運動の活動、マスコミの批判的報道を背景に二五年一〇月、年令制限（十八才）を保留したまま、「婦人および児童の売買禁止に関する国際条約」を批准した。⁽¹⁾

一方、廢娼運動は、これらの政府や業者の画策、世論の動向をうけ、運動の組織化を計画、一九二一（大正一五）六年六月、廓清会と婦人矯風会は協力して「廓清会婦人矯風会廢娼聯盟」（以下廢娼聯盟と略称）を結成した。このとき運動を中央・地方・教育の三部門に分割し、松宮弥平（委員長）、久布白落実（財務部長）、伊藤秀吉（事業部長）らの委員を中心に財力・人力・教育（啓発・討論騒起）の活動につとめた。

そして、一九三〇年前後にはこれまでの運動体験を反省して画期的な運動戦術の採用をおこなった。まず、運動を中央（政治・議会）だけでなく、むしろ地方から廢娼県を増加させていくという方針をとり、府県別に廢娼同盟会を組織し、府県・市町村会での決議をとることに努めた。このことは、政府・帝国議会での過半数獲得が困難であること、むしろ地方住民の支持、県令での決議をうけることが着実と判断したことによる。存娼に賛成する議員は遊廓地を選挙区にもつてゐる議員であるが、その数は、遊廓地を選挙区にもたない議員より少数であり「廢娼決議県から選出せらるる代議士は理論上廢娼賛成者である」とこと、「一ヶ年三県を目標として九ヶ年戦ひ、過半数の県会に勝つ事によつて帝国議会を攻め落すのだ」というのが廢娼聯盟の指導方針であつた。⁽²⁾

そして、この方針に従つて目標県をきめ、その県に廃娼同盟会をつくり、請願書を集めて与論の喚起と建議案の通過を図る示威運動を行つた。そのため県民に大きな影響を与えて、全国だと一〜二万しか集まらなかつた請願書が「自分の県を自分達で清める」といふと、県民の意識の高揚がみられ、少い県で一万以上、長野県では六万以上の署名が集つた。そして院外から議会に對して「通過運動」に助力し、その結果は、一九二八年（埼玉、福井、秋田）、二九年（新潟）、三〇年（神奈川、沖縄、長野）、三一年（茨城、山梨）、三二年（宮崎、岩手）など一二県会が廃娼の決議をした。

そして、また、特別の予算増加をおこない会合のあるごと募財・金によつて運動資金の拡大をはかつていった。⁽³⁾

注

- (1) 竹村『前掲書』一〇六頁一〇九ページ。
- (2) 伊藤秀吉『日本廃娼運動史』四〇二頁七ページ。
- (3) 昭和五年からの運動を第二期運動と提唱してその予算一九万円で運動の達成を期していた（伊藤『前掲書』昭和六年、四〇二ページ）。業者との闘争の最高揚のさいに、その予算が切れることが廓清会解散と関連し新組織への再編となつた。なお伊藤は後年、「廓清会三〇年史」（下）（『廓清』三一卷一二号・昭和二二年三月号）において、昭和一六年一〇月現在は一四県廃娼を実現、他に一四県の廃娼決議県を達成することができたとのべたが、戦時下のため、その法的実現は戦後にもちこされた。

三、「ジョンソン報告書」の登場とその反応

一九三〇年代に入って廃娼運動の高揚をもたらした原因の一つとして、いわゆる「ジョンソン報告書」の作成と公

開があつた。

一九三一年六月、東洋における婦人児童売買の実情を調査することを目的とした国際聯盟からの派遣団は、バスコム・ジョンソン博士を委員長として来日した。政府は日本の実情が暴露されることを「国辱」として、その調査の防備をはかつた。とりわけ、娼妓の前借金については、それによる強制的就労の事実がないとし、その事実があれば違犯的行為として処分するなど言明し、虚偽的答弁で批判にそなえた。また、一行の吉原見学には楼主は調査当日に「花魁道中」を催して芸能者的側面を強調してみせ、部屋の調度品などを伝統的工芸や文化的粉飾でこらして接待した。

調査団もさるもので、調査についてはリハーサルをうけた娼妓を調べる一方、夜は再度別途の調査員（四人・日本語理解者を含む）が調査に入り、娼婦の実態（前借金、衣裳代などとともにともなう前借金の増加、客取りの強制、樓主の詐欺的行為、警察の自由廢業の妨害など）糾明がおこなわれた。

この報告書（五二六ページ）は、一九三三（昭和八）年に発表され、日本でも、当該部分が抄訳されて『婦人新報』（一九三三年四月）に公表された。いま、この内容を簡記すれば、一九三〇年の日本内地の公娼数は五〇、〇五六人、ついて朝鮮一、九七五人（うち日本人一、八四一人）、関東州及満鉄付属地は一、九一一人（うち中国人二六三人）で、台灣の公娼数は提出されなかつた。公娼指定地は日本内地で五四一、妓楼は一一、一五四も存在した⁽¹⁾。朝鮮では一五の遊廓地、関東州では一四七の妓楼、満鉄付属地及日本領事館管轄地には七六軒の娼妓をおく料理店があつた。さらに、東京近郊には私娼一、七〇〇人、女給などで密売春で検挙されたもの七一〇人と伝えられた。

注目された娼・芸妓の養女制度については「芸を仕込むため」にこれまで習慣としてあつたが、現在は全国的に禁止しているという業者や政府の申告を、そのまま報告していたが実態は異つていた。

また、これら娼妓の廢業後は、二、二三七人（一九三一年九月）のうち結婚が二八七人、家事就労者六九五人、女中一四〇人、他は転職して接客業関連に女給三二人、バー給仕一一六人、芸者三人、妓樓雇人一四五人に、再度公娼になつた人一四一人など約一〇%が依然として就業した。

廃娼問題との関連で調査団の報告をみれば、娼妓救済の根本策として「公認妓樓」の廃止が必要で、この存続が「人身売買」をまねいている根本的要因であること、この解決にむけて努力している団体としてキリスト教諸団体・教育機関や婦人団体の議会活動また救済活動が重要な役割を果していることがのべられていた。⁽²⁾

この「報告書」をみた廃娼運動のメンバーは一九三四年三月一七日、矯風会本部で批評座談会を開いた。⁽³⁾出席者は松宮弥平（廃娼聯盟委員長）以下伊藤秀吉、高島米峰、星島一郎、石毛晴雄、ガソレット恒子、久布白落実に守屋東、千本木道子、島津としなど一〇名であつた。批評の焦点となつたのは、「被書者の人種別研究・日本の部」と調査委員の日本への「勧告書」であった。

出席者は、これまでの体験や見聞をふまえて調査団の日本関連記事は「日本人に遠慮して書いてある」と、日本の女性が海外市場で少くなり殖民地にまで日本国内の娼婦が進出していることをのべ、日本の公娼制度が海外にまで延長・拡大していることを指摘する。海外娼婦は減少したというが業者は、旅行免状、呼び寄せ状、あるいは「女中」名義で渡航し、営業の活動をおこなつてゐることものべていた。

とりわけ問題は、政府の「芸娼妓周旋業」の公認で「報告書」のこの点を重要視している点など出席者は改めて確認しあつていた。さらにまた、芸者の社会的位置については、娼婦の予備軍的存在とみなし、単なる社交嬢的存在とみていなかつた点も「専門家的」観察で、よく日本の事情を調査していると感心していた。また警察が業者と密着している例として娼妓の廢業訴えに対して業者や、ときには両親をよびだして協議させているが前借金返済のために妓

樓をかえるなどの話し合いに関与していることなど指摘していた。また、この一年の自由廢業は廢業に比して〇・七四%にしかすぎず、その困難が察知できる」と、借金未済をもつて業者が廢業を妨害することが許されないよう政府は訓令を出したという（松村警保局長時代・大正一四・九～昭和一・四）が、今回の調査団来訪時のときと二度ぐらいで効果があがっていなかったものであった。座談会では、さらに妓楼・芸妓屋の養女問題について、政府はその慣習なしとし、いま法律で禁止されているとしているが、裁判沙汰になるのが少いだけで、実際はおこなわれていることを述べた。「勧告書」の最後の婦人児童売買禁止に対する国際的協力、妓楼廢止、官憲・公私団体の廢娼政策と運動の必要性についての結論には全面的に賛成していた。⁽⁴⁾

注

- (1) この統計は内務省警保局調べによるものである。なお、竹村『前掲書』一八〇ページ以下にも動向が簡記されている。
- (2) 「ジョンソン報告書要綱——調査団の眼に映じた日本事情——」『婦人新報』四二一号、昭和八年四月、一一〇～三〇〇ページ。
- (3) 『婦人新報』四二一号、昭和八年四月、三四ページ以下。
- (4) 「ジョンソン報告批評座談会」『婦人新報』四二一号、昭和八年四月。

四、「壳笑禍防止協会」の成立

この「報告書」の公表は、広く日本の政・官・教育・宗教界などの話題をよび、「国辱」、国家的体面尊重というナショナルな対応をよびおこした。

廢娼聯盟は、一九三三年四月一日、丸の内の工業クラブで各界有志四〇名を招いて懇談会を行った。その席上、壳

笑防止団体を設けるべしとの議論が出て、満場一致で可決された。六月一六日には神田青年会で組織会が開催された。当日、内務省当局（潮、宮崎）や、代議士井田、丸山、星島が、また廃娼運動側からも多数参加をみ、官・政・民間の団体として結成をみた。その役員と評議員は左のとおりである。⁽¹⁾

協会の役員には左の人びとが個人の資格で推举せられた。

井 田 盤 楠（貴族院議員）

山 県 治 郎（前神奈川県知事）

田 川 大 吉 郎（明治学院総理）

星 島 二 郎（代議士）

ガントレット恒（国際聯盟婦人部）

宮 野 省 三（内務省警務課長）

松 宮 弥 平（廃娼聯盟委員長）

評議員には左の五十人が挙げられた。

井田盤楠、遠山郁三、福島四郎、丸山鶴吉、三輪田元道、ガントレット恒、星島二郎、麻生正蔵、益富政助、松山常次郎、高島平三郎、千本木道子、山樹儀十、田川大吉郎、川崎正子、栗原彥三郎、高島米峰、松宮弥平、宮野省三、井深槐之助、伊藤秀吉、田沢義輔、山室章平、久布白落実、山縣治郎、徳田六郎、潮恵之輔、小崎弘道、小崎千代、高野六郎、富田愛次郎、生江孝之、原泰一、塚本清治、山川端夫、下村寿一、松本蒸治、関屋龍吉、加藤拙堂、松井茂、松村義一、宮田修、三宅盤、守屋東、河井道子、市川房枝、吉岡弥生、安井哲、井上秀、古田とみ、山田わか

第一回評議員会は一九三四年一月一〇日、神田の青年会館で開催され、貴族院から井田、丸山、肝付、衆議院から星島、運動側からは山県、田川、高島、山室、徳田、松宮、伊藤、市川、久布白、ガントレット、千本木らの出席があり、ついで一月一五日も貴族院から松村、塚本、高島らの出席があり廃娼の実際策、議会対策などの論議があった。⁽²⁾ところで、星島ら廃娼派代議士は、一九三三～三年にかけ廃娼世論の盛り上がりを背景に東京都の遊廓業者と政府や

廢娼運動団体の間にわたって、廢娼をできるだけ「最少限度の犠牲に於て円滑に遂行」するために十余回の三者協議を重ねていた。

その結果、『婦人新報』誌上に「廢娼実施迫る」として公表、業者と運動団体の「意志和疎通じ、兩者相ゆすり、最近に於て、ほぼ『これならば』という妥協点」が見出されるとしていた。一方、東京警視庁も「廢娼方針が確立」⁽³⁾、実施案の大綱も樹立され「管下各警察署長と本問題について協議の結果は廢娼側に頗る不利なり」と伝えていた。

注

- (1) 『婦人新報』四二四号、昭和八年七月、三九三ページ。
- (2) 『婦人新報』四三一号、昭和九年二月、一〇ページ。
- (3) 『婦人新報』四三三号、昭和九年三月、四〇～一ページ。なお、このような業者との会合の経過などは秋定「廢娼論」の「主張と行動」(『キリスト教社会問題研究』・第三七号)を参照。また、竹村『前掲書』一八三～八八ページにくわしい。

五、業者との妥協

このような廢娼派代議士、業者、聯盟の三者をまじえた壳笑対策協議会は一九三四年三月一三日、丸の内会館での第一〇回協議会で公娼廃止の合意点に達した。業者は都下五遊廓組合の正副取締役一〇余名で左記の点の合意をみた。⁽¹⁾

- 一、今後の営業継続方法の確定実施
- 二、散娼の取締其一般他風紀対策の樹立
- 三、営業形式を転換し公娼制度の廃止を実現するも差支なし

そして聯盟は「今は当局の処断を待つのみ」とのべ「今後は旅館兼料理屋の名称のもとに営業を継続することになるであろう」とのべ都下での公娼は許されなくなつたと「欣喜」したのである。

松宮弥平のまとめでは売笑対策協議会での会議では「当事者側に於ては今後の営業継続方法が確定せられ」散娼の取締、風紀対策の樹立と共に「営業方式を転換し公娼制度の廢止を実行するも差支なし」との一致点をみいだしていられた。そして「この上は当局の態度で如何にでもなる」し、東京（警視庁）の決定によつて周辺一〇県に及ぶものである、また、さらに根本問題（密売淫）の追及までできるとしていた。

星島二郎（政友会）も、一昨年壺井弘の紹介で新吉原の市川ら東京五遊廓の代表者と会議ができたことが売笑問題対策協議会発足に業者が参加したはじまりとのべ、さらに、当部の業者と運動側の対立と誤解も「当事者側に於ては今後の営業継続方法が確定実施せられ」、散娼取締り、風紀対策の樹立などで、「営業形式を転換し公娼制度の廢止を実現するも差支なしとの意向を明らかに」たので、問題は、取締当局の事務的処理に移るとしていた。

このような業者と運動側の妥協的な歩みより的見解に対し三宅磐（民政党）が明らかにするところによると、「内務当局は兎角理想論強く、これを以て生ぬるとする傾きがあつた」ともられており、これは協議会内部の議論でもうかがえた。

注

- (1) 『婦人新報』四三三一号、昭和九年四月、一八ページ。
- (2) 『同』一八二二二ページ。

六、廃娼運動の転換

視察団の来日と「報告書」、「勧告書」の公表は日本国内の廃娼運動をもりあげ、一方遊廓業者らの結束と対応をせまつた。このなかで運動側は、政府・業者との談合機会を重ねていくのであるが、そのため一つの錯誤ともいべき方向に陥つたのである。

それは、政府の廃娼決定は確定・実行されるという確信で、実施をみるまえに運動の縮少・転換をはかつたことである。

一九三三年四月の第四二回矯風会全国大会での「風俗部廃娼十錢袋実収入」の予算が三分の一の減少案で可決され、一方、ジョンソン調査書の大要報告で大会は高揚した。国際的圧力で日本政府や業者も譲歩すると考えた幹部の姿勢が背景にあつた。

六月二八日の第八回全国廃娼同志大会（於・東京・朝日講堂）は、講演会にはじまり、翌二九日は午前は幹部打合せ会、ついで各地の本年度方針などの報告があつた。廃娼案提出にむけての各府県会決議案も増加が予想され内容は極秘をするし、各地代表者間の個人的談合に一任された。午後からの大会には全国からの二五〇名が参加、久布白司会のもとに廃娼運動の情勢報告があつた。松宮弥平（廃娼聯盟委員長）は、地方別運動の進展、仏教団体との提携、政府当局者の廃娼支持意見、新しく壳笑禍防止委員会設置、遊廓業者の自発的廃業の傾向などがのべられ、廃娼実現がせまつており、廃娼後の問題にまで言及したのがこれまでの大会とは決定的に異つていた。

さらに内務省からも防疫官高野六郎博士が「花柳病予防施設の現況」をのべ、政府当局筋から公娼廃止の必要をの

べたことが廃止近しの感を参加者に与えた。また問題は廃娼達成後にも残るのだという議論などもあり大会を終了した。

一方、この大会を利用して開催された第二回全国部会長会議でもメインテーマである矢島揖子記念運動の報告のあと、「日本が廃娼を断行したあとの行政をどうするのかの問題」を久布白（風俗部長）が提起し、娼妓は失業するが、その前後策のための運動を継続せねばならないとのべていた。⁽¹⁾

一方、会誌『婦人新報』は「公娼を廃止したあとの行政」(1)・(2)を連載、世界各地の廃娼後の状況を四大別し、紹介をはじめた。それを簡記すれば、一、絶娼主義（北米）、二、公娼全廃、公的秩序維持、任意診療主義（英、加、和、ニュージーランド、スイス）、三、公娼全廃、公的秩序維持、強制診療主義（独、デンマーク、スウェーデン、北・東欧）、四、原則として公娼廃止に賛成、漸次的に折衷的法制を採用（ポーランドなど東欧）、五、日本のような公娼主義国に大別されるとした。⁽²⁾そして日本の廃娼という内容をみると「娼妓取締規則」（内務省、明治三三年）と、「貸座敷営業取締規則」（警視庁令・地方県令）であり、これらに代るものとして群馬県（二種料理店・私娼默認制）と埼玉県（芸妓置屋指定地制）の二例が、そのいづれかの折衷とみていた。そして国民全体に対する性病検診制度を併用することで日本の廃娼とみており、群馬や埼玉の方向は「国家の進運に偉大なる一步」とまで評価していた。つまり、最低限度の廃娼と娼婦前借制度にもとづく抱主制度の廃止という点にあった。⁽³⁾

そして第二段階として公娼廃止のあとは芸妓・酌婦、女給、私娼など娼妓ではないがその「危険区域」に陥る可能性にある人々を対象にして運動を進めねばならないとした。そのためには、まず文部省が性教育を実施し、各府県に廃娼後の婦人救済会をつくり、さらに男女青年の純潔運動と性病予防法の設置が必要とのべていた。⁽⁴⁾

このように「廃娼」実現をみていないまま実現可能を前提としての議論は一九三四年二月の『婦人新報』座談会に

もみられ「伊藤秀吉、久布白落実二氏に転換期の廢娼諸問題に就て聴く会」が開かれた。ここでは私娼、芸者、料理屋、酌婦、カフエー、紹介業者などの取締規則が娼妓の転職・業との関連で問題とされていた。論議は、公娼の酌婦への転換（立前上の廢娼——また、酌婦をやめるのは自由）に焦点があつた。密姦売のため性病が一時すすむが、歐米のように、強制あるいは任意での治療制度で解決できるとのべていた。⁽³⁾

注

- (1) 『婦人新報』四一五号、昭和八年四月、四五頁、『同』四二七号、昭和八年一〇月、三一ページ。
- (2) 『婦人新報』四一三・四号、昭和八年六・七月、三一九・三七三ページ。
- (3) 『婦人新報』四一四号、昭和八年七月、一〇ページ。
- (4) N・O・K「廢娼の出来た後」『婦人新報』四三一号、昭和九年二月、六・一〇ページ。
- (5) 『婦人新報』四三二号、昭和九年三月、二〇・九ページ。

七、勝利の接近

一九三四年四月、日本政府横山代表は、国際聯盟婦人児童売禁委員会で、日本も今後は廢娼の方針をもつてのぞみ、すでに三県で実施をみており、今後は、廢娼國のリストに加えられることをのぞむと声明していた。⁽⁴⁾

内務省は、五月一六日の全国警察部長會議で宮野警務課長が「公娼廢止の復案」は出来ており、ちかく正式局議で決定するとのべた。また、福岡県警察部長は、公娼は廢止され、私娼は「黙殺」されているのは「矛盾」であると統一法規での取締りを要請した。これに對して宮野課長は廢娼後の風紀悪化についても「案を練っている」とことだえ

た。^②

一方、『婦人新報』紙は、これらの報道を伝えながら、内務省は衛生施設と取締上、散娼より集娼をえらぶと推測し、その方向での「私娼」対策をとのではないかと予想していた。^③ 警視庁重田保安課長も「風俗警察の理論とその範囲」を『婦人新報』紙で論じ私娼に対する警察権の範囲と限界をのべていた。^④

ところが一九三四年三月、齊藤内閣の更迭、岡田内閣の成立（一九三四、七・三六、三）のもとで軍部と官僚の結合がつよまるなかで廃娼聯盟は、廃娼継行の「進捗を緩めた形」が出てきたことに注目していた。しかし一方では、事態の進展は廃娼断行にむかうと強気であり、決意できないのは廃娼後の「風紀衛生取締方法」が面倒な点があるからとのべ、公娼「制度の廢止」といふことは、最早動かぬ事実^⑤であるとのべていた。しかも最近の各遊廓の遊客統計をみると客数は減少していないのに遊客費は減少しており、業者の「商売が成りたたなくなりつつある」、業者は廃業に反対しているが「内実は、如何にして最も有利に転換せしめようかに焦慮している」とし、「廃娼令」が出れば転業の好機として歓迎するとして東京中心の考え方で事態を楽観していた。しかも、断行後を予想して「業者が転業しても同じやうなことをするであろう」が、我々は黙認したくない、「遊廓と同じこと」が料理屋の酌婦・女中でおこなわれることは政府は認めない、区域についても特殊の地域の画定、家屋の構造を許さず「普通の人家と何ら変るところなく、表面から見れば何処にそんなところがあるか判らないやうにし、ただ取締り上に於てのみ、その向きの取扱ひをしていきたい」などのべていた。^⑥

注

- (1) 『婦人新報』第四四二号、昭和一〇年一月、一四ページ。
(2) 『婦人新報』四三五号、昭和九年六月。

(3)

『婦人新報』四三九号、昭和九年一〇月、一四ページ。この時点での業者の「反撃を楽観視、あるいは無視し、政府や東京中の業者の動向に注目していたこと、地方業者の活動力に対する注意が欠落していたことが特徴である。

(4)

『婦人新報』四三九号、昭和九年一〇月、六二二二ページ。

(5)

『婦人新報』四三九号、昭和九年一〇月、一六ページ。なお、竹村は、このような業者、政府と運動側の妥協的推移を「業者側の要求にたいする屈服」(『前掲書』、一九〇ページ)とのべている。なお、本稿では、功を急いでの妥協とみていく。

八、国民純潔聯盟の成立

このように、吉原を中心とした業者の妥協的動向、政府の国際的世論を背景にした対応などは廃娼運動に勢をつけている。その代表的位置にいた久布白は、廃娼聯盟は、公娼制度の徹廃とともに即時解散し、国の法規を身をもつて擁護し、徹底して実践する「永久的固体」に改組すべきであるとして新しい団体結成を提案した^[1]。

ついで、一九三四年一〇月の、大阪での京阪神の各団体の有志一八〇名をむかえて運動状況の報告と、ひきつづいての座談会で、杉山元治郎は注目すべき提案をおこなった。杉山は、公娼廃止は「既定の事実」とし「古いものの使用は終った時に、種子の中には胚子が既に準備」されている。廃娼聯盟の後継として「純潔聯盟」の結成を歓望してやみせんとのべ、大阪での今日の機会を利用しての「聯盟」結成を提案した。名出、松宮ら有力な出席委員たちは、すでに事前の打合わせ十分と思われるやりとりで、規則を作るのは東京が上手、実行することは大阪が上手ともり上げ、東京では、これから準備し、十二月には相談するといし、大阪からの委員選出を提案した。そして、林歌子、林龍太郎、杉山元次郎、富田象吉、邑上順一、名出(夫人)らが選出され、業者の動向、密娼、性病問題などに対応する」となどが決められた。^[2]

東京では、翌年二月六日、丸の内工業俱楽部において廃娼聯盟主催の純潔問題に関する有志招待会が開催された。

出席者は星島一郎、山室重平、久布白落実以下四二名で、田川大吉郎を司会に議事が進められた。⁽³⁾

星島は壳笑問題対策協議会や政府の意向、議会内の政党の工作動向などをのべ、肝付兼英、久布白や内務省の高野防疫課長らは廃止後の性病対策を提案し論議された。ついで廃娼聯盟の計画する新団体の構想の提案がなされ、満場一致で決定をみ、委員の選定などもおこなわれた。⁽⁴⁾ この団体は、三つの主体からなっていた。一つは純潔協会（財团法人・七名の役員）と称して運動の資金を供給し、つぎに国民純潔同盟（九名の理事、三五名の評議員）と名付けられ新しい廃娼運動の中心的団体で研究所も設けられるという構想で、三月五日に、東京青年会館で結成された。三つめは壳笑禍防止協会で国際的な連繫・窓口機関として活動するという団体であった。⁽⁵⁾

この国民純潔聯盟は「純潔ノ精神ヲ普及徹底セシメ、社会ノ健全ナル發達ヲ圖ルヲ以テ目的」として、個人、団体の加入をみとめ、総務、教育、社会、衛生、出版の各部をもち、理事九名、評議員三五名で構成され、経費は純潔協会によつていた。事務所は東京キリスト教青年会館（神田美土代町）においていた。

注

- (1) 「廃娼聯盟と今後の動き」『婦人新報』四三三号、昭和九年四月、一四一七ページ。
- (2) この座談会の出席者は、各出(司会)のもと林歌子、松浦勇太郎(医博)、富田誠(神戸)、松宮弥平(東京)、高田象吉(大阪)、中川豊太郎(高知)、竹内愛二(神戸)、邑上順一(大阪)、林竜太郎(大阪)などで杉山の発言も充分準備されたものと思われる。(『婦人新報』四四〇号、昭和九年一月)。
- (3) 出席者は左記のとおりであった(『婦人新報』四四四号、昭和一〇年三月、一九八ページ)。井田盤橋、市川房枝、浜尾四郎、坂東幸太郎、星島一郎、帆足理一郎、ボールス、遠山郁三、徳田六郎、河原春作、ガントレット恒子、片山哲、川崎静子、川崎正子、吉岡弥生、高野六郎、高島平三郎、高島米峰、田川大吉郎、田中芳子、竹内茂代、塚本清治、中里喜一、生江孝

之、長尾半平、村尾昇一、野口末彦、栗原彥三郎、山室重平、山県治郎、山田わか、松村義一、安部磯雄、麻生正蔵、肝付兼英、守屋東、東久世秀雄、千秋季隆、千本木道子、伊藤秀吉、久布白落実、松宮弥平。

- (4) 『同』一九、一四一ページ。
(5) 『婦人新報』四五五号、昭和一〇年四月、二八~九ページ。

九、存娼運動との対決

廃娼運動幹部が廃娼派代議士とともに計画した東京の業者や内務省官僚との合議機関による妥協点（話し合い工作）に対しても、地方の遊廓業者の猛烈な反対をよんだ。業者は全国的集会と地元代議士から議会工作をおこない、「廃娼」実施を必死に阻止した。

一九三五年二月、議会内での反廃娼工作の動向について、請願委員会では公娼存続を主張する代議士で席が占拠されたこと、存娼派の「頭目」は、高橋熊次郎（秋田県）で、伝えるところでは公娼の国営論者であり、廃娼論者は「西洋人の尻馬にのっている人達であるから愛國者ではない」、「当業者の転向」は「当局の圧迫によるものではないか」など質問をしたと報道された。⁽¹⁾

『婦人新報』は、各府県の業者は「廃娼運動の成功を認めて殆んど悲鳴に似た声を挙げていた」としていたが、政府の担当者が明確な応答を与えないことを業者に味方しないものと理解していた。また、言論界も、あまり紙面をさかずに入ることを業界に対し「黙殺」している態度とよんでいた。つまり、政府の良識や言論界の「指導性に期待」していたのである。⁽²⁾

一方、婦人矯風会大阪部会では、東京青山会館で開催中の全国遊廓業者大会にあてて反省を促すべく次のような電

報をうつた。⁽³⁾

全国遊廓業者大会に反省を促すこと

青山会館にて開催中の全国遊廓業者大会に左の電報を打つ「業者ノ方ニ御願ヒシマス。息子サンノ為ニ、息女サンノ為ニ國家ノ為ニ、此際一勢ニ廢業シテ下サイ、心カラオ願ヒシマス。」

また、四月三日の第四回婦人矯風会大会（於：静岡県浜松市公会堂）では大会第一日（四月四日）、純潔同盟懇談会がもたれ、業者のまき返しで「最後のどたん場に於て行惱みの状態にある」状況の打開が訴えられた。その方法として政府に対して各支部より激励電報をうつこと、廢娼促進運動をなすことなどが決議された。⁽⁴⁾

この大会をあとにして久布白は、廢娼後の施設事業の参考のため、見聞・見学をひろめるとしてアメリカ、ブラジルへと旅行するのである。⁽⁵⁾

ところが、二月の業者大会とその前後の議会工作が効を奏したか、帝国議会での存娼賛成の動向がつよまった。

そのなかで再度、純潔同盟の活動を基軸として廢娼運動をおこすということになった。「此處に廢娼最後の特別運動を起すには、金も人も場所もない、何處で、如何にして、何の金で為さねばならぬ運動に着手すべきか、全く、道具建からせねばならぬ」と早すぎた廢娼聯盟の解散を反省する事態となつた。⁽⁶⁾

一九三五年一二月六日、政府に対する請願活動の再開は、零下六、七度のなか、本部籠城という情況で、老駆林歌子（七三才）の陣頭指揮のもとでおこなわれた。各府県の教会八、〇〇〇人の会員など団体・個人の総動員、各指導者層の意志表示、ハガキ運動など、運動費二万円（半分は関西負担）でおこなわれた。ところが、翌年一月二一日、議会はロンドン軍縮會議脱退などを背景に解散となつた。しかし積雪のなか二月七日、市内七四団体一〇〇名の代表が廢娼を当局に陳情した。政府当局者へ提出した廢娼運動敗北とみられる最後の廢娼断行の要請書は左記のものであつ

公娼制度廃止請願書

貞操の売買を公許して国民の純潔を汚辱し、子女身売の需用機関として罪と穢に陥る公娼制度は国民の半数たる我等女性の最早や一日も堪ふべからざる陋俗であります。殊に国家非常時に際し賢明なる閣下の御勇断により即時撤廃下され度御懇懃望いたします。茲に私共全日本の主なる婦人団体を挙げて謹しんで請願奉ります。

昭和一年二月七日

内務大臣 後藤又夫閣下

この陳情の一〇日後、「二・二六事件」により急速に軍國化をつゝめ、国際的孤立をたどった日本に、かつてのような「廢娼」可能の機会は訪れなかつた。

注

- (1) 『婦人新報』四四五号、昭和一〇年四月。
なお、この時期の業者のまき返し運動の一側面については、拙稿「『存娼論』の主張と行動」(『キリスト教社会問題研究』第三十七号)で紹介したことがある。

- (2) 『同』四五五号、二八九ページ。
 (3) 『同』四四五号、三九ページ。
 (4) 『同』四四六号、昭和一〇年五月、一七ページ。
 (5) 久布白『廢娼ひとすじ』にすれば、廢娼後の方向をめざしての「科学的基礎に立つ研究的確信」をえるためで、廢娼への「大局はすでに決している」から出発したとある(1111四ページ)。
 (6) 『婦人新報』四四七号、昭和一〇年六月、六ページ。
 (7) 『婦人新報』四五六号、昭和一一年三月、一四~一七ページ。

一〇、山室と安部——むすびにかえて——

」のような内務省・業者・廓清会（廢娼聯盟など）の対抗のなかで、売笑禍防止協会などの動向へ焦点が移つていった。そして、廢娼運動に結集してきた人々の論調にも、一九三四～五年にかけて、業者の転廃業に対する態度の変化——反対・硬化、政府当局者の変更、政策変化（最終的にはたな上げ）などの経過で、論争点にも個人によって一定の混乱・変化がみられた。

この時点で一貫してこれまでの方針——前借金と施主制度の全廃をつよく主張したのは山室軍平であった。

山室は、三四年の『廓清』の巻頭論文で、「名儀上娼妓を芸妓と呼び」、貸座敷を料理店、カフェと呼んでも、遊廓でやっていたこと（売淫）を実行していたら、外国に対し公娼廃止をしたとする「宣言するに便利な口実をつくる位のことに過ぎない」とし、前借金と貸座敷業者があるかぎり公娼廃止は行はれる見込みがない。「折角此処まで掲げて来た標準を低うし、いい加減な所で一時の便宜主義と妥協し名を取つて実を逸する如き」と満足しえない……、「あと幾年なりともつづけても、そこへ行く迄は満足しないで愈々健闘したいと願ふ」とのべ、「少なくとも私一人はかように信じて、此の戦を続けたいと決心して居るものです」と態度を表明していた。^{〔1〕}

また、島田三郎の十周年記念に際しても、島田先生を憶ふ」と題する一文で、「一部には遊廓を廃して芸妓又は酌婦にしようとする説がある」が「遊廓の名がなくなつても遊廓の事実は残る。それは、「前借金と施主制度」があるかぎり残るとのべた。「名目を改めるだけなら今に始つた事ではない、既に明治五年にやつて居る、女郎屋を改めて貸座敷になつた。それから六十年日本ももう少し賢くなつてもよさそうである」とのべ、廢娼運動の一部にみら

れる運動の迎合性を痛烈に批判した。⁽²⁾

安部磧雄の場合、業者が廃娼運動や政府側と接觸するなかで、これまでの方針では「公娼制度を維持する事は出来ない」という考えになつてきており、廃娼運動の側にも根本的には公娼制度を廃止してほしいという「理想」はあるが、「一朝一夕に改めること」は容易でない。「多少は我々も譲歩しなければ「目的を達する事」が出来ないと考えていた。したがつて、この理想実現には、現業者も生活上困難に直面するので廃娼運動側も一時的には妥協するのであり、しかし一貫して廃娼を要求しつづけることを業者も認めておくべきことであるといふ認識が安倍にはあつた。

そして公娼は奴隸の公認制であり、それを支えているのが前借制であるから經營者（廓主）と娼妓は契約関係に変更し、いつでも転廻業が自由にできるようすべく、法的にも前借金を規制・廃止することが中心的課題であると事実上、前借金制から契約制への移行を示唆したのである。⁽³⁾

ついで接客場所も人目につかない場所に移転（行）し、カフェーと遊廓は分離し、あるいはこれまでの貸座敷許可地（遊廓）に接客場所を限定して取締るべきであると現実的な対処策を主張した。

半年後の評論では、歐米の「私娼の跋扈」を例にした「廃娼」効率の危惧に対しても、はつきりと「過渡期政策としての私娼黙認」を認め、「今までの公娼制度の行れて居る處を限つて私娼を黙許する」とのべた。そして国家の認める公娼と前借金の廃止をのべ、私娼なら風紀取締りを國家が出来ると期待した。また私娼なら「身体に毒を受けたら、良くないと思ふから、癒るまで治療するようになる」と娼婦の良識に期待し、一方、拒否する棲主には厳罰を課すことなど楽観的な見觀を一方ではとつていた。⁽⁴⁾しかし、安倍は、他方ではこれまでどおり、公娼は国家の売姦公認であり、国家的社會的「道徳の嚴肅」を失うという主張は一貫していたのである。

」のようにして、戦前の廃娼の可能性の最も存在した時期は終つたのであるが、その後、「一一・一二六事件」、「日

中戦争」とつづくなかで廃娼運動の目標は大きく変化していくことになった。遊廓業者の営業不振は、「非常時」の声とともに批判にさらされ、客数も減少していき、一方、廃娼運動も戦争協力の姿勢をうちだすことなしに運動継続は困難となつていった。さらに戦争協力的な論理である「生めよ増やせよ」が高唱され、健康な母体と幼児——優生学的見地の導入がはじまり、その位置へと論調が転換していくのである。山室や阿倍、伊藤秀吉ら廃娼運動の諸論者も時局的発言を加えながら売春とそのもたらす国家的影響と損失を論じつつ戦後をむかえるのである。⁽⁵⁾

注

- (1) 「看板の書換に満足する能はず」『廓清』一四巻一号、昭和九年一月。
- (2) 『廓清』一四巻二号、昭和九年一月。
- (3) 「公娼廢止の中心問題」『廓清』一四巻七号、昭和九年七月、一〇四ページ。
- (4) 「公娼廢止の日近し」『廓清』一五巻一号、昭和一〇年一月、一〇四ページ。
- (5) 戦時下の廃娼論については、いつれ機会を改めて論ずる予定である。